

下関市立大学学生会館使用料金規程

平成 23 年 3 月 1 日

規 程 第 8 号

第 1 条 この規程は、下関市立大学学生会館規程（平成 23 年規程第 7 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき居室の使用料等（以下「施設使用料等」という。）の額及びその徴収方法並びに光熱水料等の負担について定めるものとする。

第 2 条 施設使用料（共益費を含む。）及び入居費の額は、次に掲げるとおりとする。

名 称		施設使用料	入居費 (入居時のみ)
		月 額	
S C U 学生会館	A タイプ	19,000 円	19,000 円
	B タイプ	23,000 円	23,000 円
	C タイプ	22,000 円	22,000 円
光ヶ丘ハイツ B 棟		19,000 円	19,000 円

2 月の途中において入居又は退去する場合の施設使用料の額は、施設使用料を当該月の日数で除して得た額に入居する日数を乗じて得た額（100 円未満の端数が生じたときは、当該端数の額は切り捨てる。）とする。

第 3 条 施設使用料は、毎月 15 日までに当月分を納付しなければならない。ただし、入居日が当該月の 16 日以降の場合は、入居後速やかに納付しなければならない。

2 入居費は、寮長が定める日までに納付しなければならない。

第 4 条 入居者は、その使用する電気、ガス、水道その他の料金については、私費分として負担するものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。